

防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付要綱

平成28年6月3日制定

(目的)

第1条 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立認定こども園」とは、国、都道府県及び市町村以外の者が設置した就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の補助対象事業者は、国が定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（平成27年7月17日府子本第88号27文科初第239号雇児発0717第6号。以下「国要綱」という。）に基づく事業を実施する私立認定こども園の設置者（以下「設置者」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国が定める補助基準額と対象費用の支出額を比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(実施方法)

第5条 実施方法は、国要綱4（2）に掲げるものとする。

2 健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもとは、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

- (1) 療育手帳、身体障害者手帳を所持している子ども
- (2) 専門医の診断書により特別な支援が必要と認める子ども
- (3) 療育施設への通園や医療機関への受診・訓練等している子ども
- (4) その他市長が特別な支援が必要と認める子ども

(事業実施計画)

第6条 事業を実施し補助を受けようとする設置者は、防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施計画書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害児在園状況調書
- (2) 障害児判定調書
- (3) 保育士加配状況調書

(交付申請及び実績報告)

第7条 前条の設置者は、事業を完了したときは、防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付申請書(第2号様式)に、事業実績を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により、その旨を当該設置者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により適法な請求書を受理したときは、30日以内に補助金を当該設置者に支払うものとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた設置者に対して報告を求め、若しくは当該補助金の使用について、必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた設置者が次のいずれかに該当するときは、当該補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は国要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該設置者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施
計画書

防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業を実施しますので、防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 障害児在園状況調書（別紙1）
- 2 障害児判定調書（別紙2）
- 3 保育士加配状況調書（別紙3）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

施設名

年度防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金
交付申請書

防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付要綱第7条の規定
に基づき、下記により補助金を交付されるよう申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業実績 保育士加配状況調書（別紙3）

第3号様式（第7条関係）

指令防字第 号

防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付決定通知書

所在地

法人名

施設名

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年（ 年） 月 日

防府市長

補助金交付決定額 金 円

第4号様式（第8条関係）

請 求 書

金 円

年度防府市多様な事業者の参入促進・能力活用事業補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

施 設 名

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	本店・支店 本店・支店 本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

別紙 2 (第 6 条関係)

障 害 児 判 定 調 書

(施設名)

(園児の氏名)

(生年月日) 年 月 日 (歳)

(入園年月日) 年 月 日

上記の者は、下記により多様な事業者の参入促進・能力活用事業支給対象児に該当すると判定します。

記

- 1 特別児童扶養手当支給対象児 (証書記号番号)
- 2 障害児の基準に該当

種 別 (該当項目を○で囲むこと)	障 害 の 程 度	
(1) 知的障害児	療育手帳	有
		無
(2) 身体障害児	身体障害者手帳	有
		無
(3) その他心身に継続的な障害を示し、特別な介助又は配慮を必要とする児童	(具体的に記入)	

(注) 手帳の写し又は医師の診断書等を必ず添付してください。

別紙3（第6条関係）

保 育 士 加 配 状 況 調 書

施設名 _____

加配保育士氏名	常 勤 非 常 勤 の 区 別	人件費
		円 内 訳
		円 内 訳
		円 内 訳
合 計		円